

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成23年6月17日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

6月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第37号の審査	2
質疑（安藤薫委員、南野直司委員）	
採決	11
閉会の宣告	11

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年6月17日(金) 午前10時 開会
午前10時49分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 柴田繁勝 副委員長 野原 修 委 員 南野直司
委 員 渡辺慎吾 委 員 安藤 薫

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 和島 剛
教育次長兼次世代育成部長 馬場 博 教育総務部長 登阪 弘
子育て支援課長 大橋徹之
次世代育成部次長兼教育センター所長 前馬晋策 教育政策課長 若狭孝太郎
こども教育課長 小林寿弘 教育推進課長 撰田裕美 児童相談課長 北橋ひとみ
生涯学習部長 宮部善隆

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件

議案第37号 摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 おはようございます。
ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しいところ、文教常任委員会をお持ちいただきまして、ありがとうございます。またご苦労さまでございます。

本日は過日の本会議で上程されました摂津市奨学資金条例を廃止する条例について、ご審査をいただくこととなりますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一たん退席させていただきます。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第37号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。ありませんか。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。今回の議案第37号、奨学資金条例を廃止する件でございますが、昭和45年につくられてからこの間40年余り経過しました。一定の役割を果たしてきているものと思いますし、この奨学資金の貸し付けというものについてはさまざまな貸付制度もほかにも残っているというふうにも聞いておりますが、市としてこの条

例を廃止するに至った考え方、それから廃止による影響ですね。今まで受けておられた方と申しますか、廃止されたのちの新1年生からこの廃止の影響が出るわけですけれども、廃止されずに継続されたとしたら受けられたであろう人たちというのは大体どのぐらいになるのかですね。どのように考えているのかをお聞かせいただきたい。

それから廃止ということになりますので、これまでの貸し付けの残高と、それから今後の回収をどのように考えておられるのかをお聞かせいただきたい。

それから一緒に聞いておきますが、今回条例を廃止したあと、給付制の新たな制度ということをご説明されておりましたが、その点についても一緒にお聞かせいただきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 三点です。それでは、答弁のほうを大橋課長。

○大橋子育て支援課長 安藤委員のご質問に順次ご答弁を申し上げます。

まず廃止するに至った経過、考え方でございます。本市の奨学資金貸付制度につきましては、昭和45年に条例を制定し、これまで制度運用をしましてまいりました。その間に延べ1,700名程度の方々に貸し付けを行ってまいっております。

この貸付制度の考え方といたしましては、公立高等学校の授業料相当額を貸し付けるという考え方で、公立高等学校の授業料が改定されるに伴い、この貸し付けの金額も見直しをしましてまいりました経過がございます。

平成22年度から国及び大阪府が高等学校の基本的には無償化という方針のもとで、新たに支援制度を創設したことによりまして、公立高等学校はもとより私立の高等学校におきましても平成23年度においては実質年収ベースで610万

円の方々までが58万円という授業料相当額が実質無償化になっており、さらに年収ベースで810万円までの方につきましても、大阪府の育英会の一時貸付金を借り入れることによって実質の授業料の無償化が達成されているという現状がございます。

したがって、この本市の条例の制度趣旨であります授業料相当額を貸し付けるということにおきましては、一定、その役割を終えたということの考え方でこの条例を廃止させていただくということでございます。

廃止されたのちの影響ということでございますが、平成23年度、今年度までこの制度が運用されます。この平成23年度まで、奨学生として認定された方々については、引き続き卒業まで現在の制度で運用してまいります。新たに平成24年度から、平成24年度に高校生になる方がこの制度が受けられないということになってまいります。毎年、ここ3年ぐらいは40人強ぐらいの奨学生が新たに新1年生で認定されておりますが、この方々は実際には翌年度から恐らくこのぐらいの人数の方が受けられなくなるということになるのでございますが、授業料が実質無償化になっておりますので、そのことを考えますと、基本的には影響がないということでは考えております。ただ私立の高等学校につきましては、やはり授業料以外にかかる経費の部分が非常に公立高等学校に比べても多くの経費がかかるということで、後ほど説明させていただきますが、その部分で給付型ということでは考えております。

残高、回収の考え方でございますが、これまで延べで1,700名程度。実質の貸付者数は700名程度になるかと思うんですけども、1億6,600万円

程度の総貸付額になっておりまして、単純な総返済額ということでございますと、1億400万円程度。単純な割り戻しの率でいいますと、63%程度になるかと思えます。ただこの部分については、高等学校卒業後半年を経過した後15年の期間の中での返済を完了していただくということの条例になっておりますので、非常に長い期間ということでございます。ですから返済計画を策定していただきますが、その中でもやはり経年の中でのいろいろな事情等が発生したときには、その計画というものを15年の期間の中で見直すということが十分にあり得る話でございますので、現在滞納がどれぐらいかというところの詳細な数字等については非常に算出が難しい部分があるんですけども、すべて現在一番古い方で昭和58年ぐらいの貸し付けの方がおられるんですけども、すべての方を台帳管理しておりますので、これにつきましては、条例廃止後も引き続きしっかりと管理をして回収、返済ということで事務を進めてまいりたいということで考えております。

最後に給付型の制度の考え方でございますが、国と府によります支援制度ですね、実質授業料が公立高等学校も私立の高等学校も無償化になったわけなんですけれども、この無償化につきましては、議論があるところで一律の無償化ということが、教育格差というものを助長しかねないという見解もあるというふうに言われております。そういったことからすると、やはり授業料が無償化になったけれども低所得者層の支援というものが必要ではないかという考え方になるかと思えます。

それとそのあたりは国のほうも一定考慮しておりまして、これまで2年間無償

化の制度の創設に合わせて、給付型の奨学金の創設も国のほうとしては考えておったようですが、この部分については2年連続でその予算が見送られたという経過もございます。

それともう一つは経済的な理由で私立の高等学校を中退された方というのは過去最低の水準になっておりまして、これも実質無償化の成果があらわれていると。そういうことからしますと、やはり低所得、本当に生活が困窮されている方への支援というものはやはり何らかの形で必要であろうという結論に至りましたので、市として給付型の支援金制度、補助金制度といいますか、そのあたりを創設したいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 はい、今ご説明をいただきました。

貸付制度については授業料が実質無償化になったということで、授業料相当の部分の貸し付けという役割は終わったと。ただ低所得者層の方々への学習機会均等という考え方からも支援をしていくということから給付型というふうに移行していくというお話だと思っておりますが、貸し付けと給付を考えたときに貸し付けの制度であれば、これは当然今もお話がありましたように、総貸付額から今総返済額でいきますと63%とほど返ってきていると。順次これからも借りられてる方が返していけることになるとは思いますけれども、長期で見れば財政的な負担というのは金利の部分だけになるのかなと思いますね。そういったことを考えると、奨学資金貸し付けという考え方と給付という考え方というのはおのずとちょっと違って来る、性格が違う部分があるんじゃないかなというふうに思うんですが、だからこそ所得制限も大分大きな差があるよ

うに思います。

今までの貸し付けが今収入ベースで八百数万円ほどの収入基準ですね。先般いただいた資料でお聞きしておりますが、基準になっている。一方給付型のほうでお考えになっている部分については合計所得を基準にしてこれまでの資金貸付制度と比べると大分大きく下がっていると思います。この辺の収入基準が違っている点、大きく引き下げたの基準という点についてのお考えを教えてくださいなというふうに思います。

それから授業料無償化になりましたけれども、高校に行きますとさまざまな負担がかかります。今、大橋課長からもお話がありましたように、私学に行った場合というのかなり入学料であるとか制服代であるとか教科書代であるとか、いろいろなお金がかかってくるというふうに思いますけれども、公立でも私学とまでは行かなくても結構大きなお金もかかってくるというふうに思うわけですね。大体どのぐらいかかるのかという把握をしてらっしゃるのでしょうか。公立と私学と授業料以外でどのぐらいかかっているのか、その点についても把握しておられればお聞かせをいただきたいということです。

2点目、以上です。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず所得基準の考え方でございますが、本市の奨学金の制度につきましては、大阪府の育英会の制度に準じておりまして、育英会の中での基準額というものが課税標準で約362万円。これを収入に換算しますと約800万円程度ということになります。この800万円という部分の根拠については、少しそれがどういう根

抛かというのは非常に難しい部分があるんですけども、制度そのものの考え方としては、800万円といたしますとかなりの高額収入になるかなと思いますので、割と間口を広くしている制度になっているのかなというふうに思っております。それに準じておりますので、これまで本市といたしましても年収800万円程度の方までの部分について認定をさせていただいてきたということでもあります。

ただ給付になりますとやはりその基準の考え方については、単に給付ということだけではなくて、やはり授業料の実質の無償化になったことによるさまざまな結果を勘案しながらやはり低所得の方という部分に限定するという考え方に至ったということでございます。

それと、授業料以外にかかっている経費の把握でございますが、これについては文部科学省のほうで隔年実施で学習費調査というものを実施しております、授業料、入学金、学用品等も含んだ学校教育費という部分と学校外活動費、これは塾であったり参考書の購入であったり家庭教師とかその他スポーツ、文化活動等に要する経費ということで二つの項目で調査をしております。トータル額でいいますと、公立高等学校につきましては平成20年度の調査結果でございますけれども、年間約51万6,000円という結果になっておまして、私立高等学校のほうは約98万円と、やはり私立高等学校のほうはかなり経費がかかると。実際に私立高等学校に行っておられる子どもさんがおられる保護者の方に聞かしても、やはりその入学時にかかる経費というのは相当開きがあるというふうにも聞いておりますので、やはり低所得の方で私立の高等学校に通う方を対象にということで考えております。

また高等学校の授業料無償化の影響で、本市においても私立の高等学校に進学される方が非常に今年度ふえたという経過がございますので、このことについては今後も引き続きこういう状況になるであろうということを考えたときには、私立の高等学校の低所得の方ということで考えていきたいということでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 給付型を導入するということについてはいいことだと思います。低所得の方も私学に進学したとき、経済的な理由によってその進学をあきらめたり、それから学校へ行くのをもう途中でやめなければならないような状態にならないというためにも充実をしていくということは非常にいいことではないかなと思うんですね。

同時に貸付金の制度がもう本当に必要ないのかと言え、必ずしもそうではないんじゃないかなというふうに思うんですね。貸付金でありますから給付ではなくて、当然返ってくるものです。ですから一時的に高校進学の際に、また高校在学中での援助という点では非常にこれからの利用者の数は減るかもしれませんが、重要な制度ではないかなと思うんですね。今、大橋課長からお話しいただいた授業料以外で公立でも51万6,000円というお金がかかっていると。

前年の所得と今年の所得というのは、今サラリーマン家庭でも、それから自営業者の方々でも今の経済状況から大きく変動しているのが実態で、昨年の収入があってもことし病気であったりとか会社の倒産であったりとか、突然家計の急変状況に対応できない制度が非常に多くて、子どもたちにも影響が出かねない状況になっていると思うんです。そういうときに貸し付けの制度が残っていれば、

それを利用して学校を卒業してから返していくということで、そういう子たちを助けてあげることもできるのではないかなというふうに思うんです。

現状でも授業料が無償化になった今年度でも摂津の奨学金制度を活用している人が40人、50人といらっしゃるということから考えても、やはり制度としては意義はまだ残っているのではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてどうお考えなのか、もう一度お聞かせをいただきたい。

同時に給付型の制度を導入するという点について先ほども言いましたけれども、いいことだと思いますが、今回の奨学金貸付制度が条例廃止のあと新しい制度として、それが条例では出されないというふうに聞いてるんですけれども、なぜそうなのか。そのことも一緒に聞いておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 2点ですけど、大橋課長。

○大橋子育て支援課長 順次ご答弁を申し上げます。

貸付金の存続の部分のご質問でございますが、高校生を対象としました奨学金支援金制度というものは、大阪府の育英会の制度を筆頭に大阪府社会福祉協議会がされている生活福祉資金の貸付制度。また厚生労働省のほうも生活福祉資金というのをっております。そのほかにも定時制、通信制に通う方を対象としたものであったり、母子寡婦の方を対象としたものであったり、交通遺児の方を対象としたものであったり、さまざまございます。従いまして、そこの部分で十分貸し付けの部分については賄っていただけないというふうに解釈をしておりますし、本市といたしましては、この厳しい時代の中で高等学校を卒業した時点で年間1

4万4,000円ですから43万円ほどになるかと思うんですけれども、それでもやはりそういった借金といたしますか、債務といたしますか、そのあたりを抱えて卒業をしていただくというのもやはりこの厳しい時代の中では余りよくないことではないかということもございまして、貸し付けの部分については一たん廃止ということとさせていただきたいということでございます。

新たな給付型の制度がなぜ条例ではないかという部分につきましては、この給付型の制度につきましては一定向学心というものを考慮させていただきたいというふうには考えておりますが、あくまでも奨学金という考え方ではなくて学習支援金的な、補助金的な考え方のもとで創設をしたいということで考えております。そのときに本市の他の補助金の制度の枠組みであったり対象者の部分であったり考えますと、条例ということではなく要綱ベースで制度の枠組みを構築したいと、構築することが適切であろうということの判断のもとに現在のところ要綱ということで考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 貸し付けの制度については高校を卒業したときに借金を抱えてという状況も余りよろしくないという事がありますが、しかしこの貸し付けというのは奨学生に対して貸し付けをするわけで、目的がはっきりしています。しかもそれはみずからの意思に基づいて借りるものですね。しかも、いわゆる市場で出回っている教育ローンのように利子によって膨れ上がっていくようなものではなくて無利子で提供されて、今までもそういった活用がされてきたということでいえば、ある意味、摂津市がその子どもたちの進学を応援するということではその子ども

たちが将来摂津市や社会に対しての、地域や社会や摂津市で育ててもらえた。そういうような地域に対する愛着というものも醸成していくという意味でも役割はあるのではないかなというふうに思うんですね。

例えば大阪府の育英会のものですと、平成23年からは授業料が無償になりましたので授業料無償の部分は貸し付けの金額からなくなってプラス上限10万円という形での貸付制度。貸し付け上限額を落として制度を続けているわけですね。先ほどもご説明がありましたけれども、授業料以外にもさまざま経費がかかるというのは共通の認識だと思うんです。そういうところにきちんと摂津市の教育委員会としてさらに目を向けていくと。向け続けていくということは大事だと思うんですね。一足飛びに廃止になってしまった。制度の上限額の見直しをすとか、授業料の無償化に至った経過から授業料相当分については貸し付け額から外すけれども、新たに授業料以外にかかっているものについて援助していこうという摂津市独自の貸付制度というものを残していくというのは大事ではないかなと思います。

他の制度もいろいろありますが、他の制度もあり摂津市の制度もあるという選択肢をたくさん残していくというのは非常に大事だと思いますし、とりわけ身近な自治体での制度というのは非常に重要だというふうに思います。かつて生活福祉資金の制度が摂津市にも生業資金としてあったかと思うんですね。ただ、大阪府の制度があるということで摂津市の制度がなくなりました。ただ市民の皆さんの経済的な相談というものはやはり摂津市、一番身近な役所に来るわけで、税金であるとか保険料であるとか保育料であ

るとか授業料、給食費というものもすべて摂津市が窓口になってその人たちの声を聞くということになりますので、摂津市がその制度を持ってるか持っていないかというのは非常に大きな違いがあると思うんです。摂津市はその制度がなくなったので大阪府の制度を使ってくださいというのでは、摂津市としての今まで奨学資金制度を活用してきた努力がちょっと残念な、無にはなりませんけれども大きく後退してしまうことになるのではないかなというふうに思うんですけれども、もう一度その制度の見直しをするという手順をなく、廃止にしてしまうというその点についてどうなのかと思います。

それから給付型のほうを条例にしないという点ですけども、補助金というふうにおっしゃいましたけれども、これは大事な制度ということですので、その給付をするためのきちんとした根拠が必要だと思うんですね。要綱ということであれば議会には一切通らない状況で、その時々財政状況によって簡単に上下動する可能性があるものですね。きちんと給付型なら給付型でその意義に基づいた、目的に基づいた条例を制定するということが大事なことだと思いますけれども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 この2点、大橋課長。
○大橋子育て支援課長 順次ご答弁を申し上げます。

まず、貸付金として市として残す部分のご質問でございますが、この奨学金の廃止につきましては第4次の行財政改革実施計画の項目にあがっております。

この再構築する理由としては何度も申し上げますが、公立高等学校で年間14万4,000円、私立高等学校で約58万円程度。これらを今まで負担されていた方々が実質ゼロになったという

ことでございます。従いまして、この部分の影響というのは非常に大きいということでは考えております。従いまして、この14万4,000円、58万円がゼロになった。授業料の相当額を貸し付けていた制度、そういうのも市の行革として考えたときにはこれを廃止できなければほかのいろんなさまざまな、市で行っている事業をすべていかなる環境変化があっても残さなければならないということにもなりかねます。

やはり市と府と国との役割分担の中で市民の方々にいろんな助成制度なり援助なり対処も考えながら行っていくというのが市のありようであろうというふうに考えておりますので、これにつきましてはやはり一たん廃止ということとさせていただきますというふうに考えております。

要綱の部分でございますが、先ほども申し上げましたように、補助金として他の事業等々の補助金との整合性も考えたときには要綱で十分やっていけると。他市の事例も参考にしながら要綱で十分対応していける。要綱であったとしても確かに議会には上程させていただくという機会がなくなってしまうけれども、議会に対しましてはきっちり情報提供をさせていただきながら制度運用をしていきたいというふうに考えておりますので、要綱でお願いしたいというふうに思っております。

○柴田繁勝委員長 それでは登阪部長。

○登阪教育総務部長 補足で説明させていただきますと思います。

大橋課長からも答弁がありましたように、やはり制度を考える際、市としての役割とその制度がこれまで果たしてきた役割ですね。これについて考えていく必要があるだろうなと思っております。

今、安藤委員からもご指摘ありましたように、これまで公立の高等学校の進学者の方は大阪府の育英会の奨学金のほうで授業料、それから一部授業料以外の部分も対応されてきて、本市の奨学金制度については実質的に授業料の負担が大きかった私立の高等学校の方が主な対象となっております。その方たちが授業料等により進学をあきらめるとということのないように進学のための保障ということが本制度の大きな趣旨だったというふうに思っております。そういう意味では、授業料が実質的に無償化になったという状況の中で、現行制度の果たしてきた役割を踏まえ、やっぱり今後の施策のあり方につきましては、より支援を必要とされている低所得で負担の大きい私立の高等学校へ通われる方に支援を厚くしていくという、そういった考え方に立つのが妥当ではないかというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それと条例化の問題でございますけれども、現行の制度につきましては貸与でございますので、奨学金の貸与とはいえ返還が生じてまいります。市民の方に長期にわたりまして、その返還の義務を課すということになりますので、これはやはり条例で規定をしていかなければならない事項だというふうに考えております。

これに対しまして、次に考えております給付制度につきましてはあくまで授業料以外の負担についての一部を助成していくということで、市でいろいろ行っております他の助成や補助金事業との整合性を考えてもこれは要綱で対応していくべきものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○柴田繁勝委員長 今、部長のほうからも補足して答弁をいただきましたが、安

藤委員。

○安藤薫委員 行革のメニューというところにも行き着くわけなんですけれども、貸付金、これまで年間予算を見ますと、平成21年度で1,526万4,000円。その中で元金収入予算として299万9,000円、これ平成21年度ですね。決算でいきますと1,425万6,000円の貸付金で、元金収入が397万3,200円と。

平成22年、23年度も貸付金の予算を組みながらも元金収入ということできちんと返ってきて直接的な原資というふうに考えていいのか、基金ではありませんからわかりませんが、少なくとも借りた分が返ってくると。高校に通っている間は援助してもらおう、助けてもらおう。その一時的な援助という形の意味合いのもので、これをこの制度を一足飛びに廃止していくということについては私はちょっと納得しづらい。少なくとも見直しを図っていく、貸し付けという枠も選択肢として残していくというのは必要だと思います。それでその点については私の意見として言っておきます。

それから新しい給付型のほうについては補助金の制度だということでございます。ただ、補助金の制度では要綱で対応していきたいと。議会には上程しないけれども議会にはきちんと内容については報告をしますからというお話ではありますが、心配しているのはいろいろな事柄が内部で決まってしまうからどんどん議会へ、そして市民の皆さんへということの後々になってきたというこれまでの経過があるんですね。やはり条例できちんと議会の議論に乗せていくと。そしてその給付なら給付で、その給付の法的な根拠、条例上の根拠というものがなくとも財政上の理由によってこれは簡単に変え

られてしまうということが今までもありました。

あわせて国の動きとして子ども・子育て新システムの考え方が導入されようとしています、その中で児童給付の一括交付金というような制度も検討されているというふうに聞いてるんです。就学援助金でもそうですが、三位一体改革のもとでそれぞれ地域で役割を果たしている制度が国庫補助金が簡単にばっさりと削られてしまうという経過があって、国の制度にも相まって自治体がそれぞれ地域の教育委員会がよかれと思って進めてきた事業が簡単に崩されかねない状況になってきています。一括交付金となれば、当然財政状況が厳しい中で残されていくものというのはやはり法令上、条例上根拠のあるものが残されていって、最終的にお金がなくなれば簡単に削られていく対象というのは給付型のようなものに、要綱で定められたものになってくるんだと思うんですね。そんなに簡単に削られてしまっただけのようなものなのかどうかですね。新たな制度を給付型ということでの新しい理念の下で進めていこうという上で、そんな簡単に国のやり方が変わったことによって変わりがねないような、危うい土台のもとにスタートさせていいのかということを私は思うんです。その点についての考え方を最後聞かせていただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 条例であるか要綱であるか、その部分については、例えばでございますが、就学援助金制度につきましては規則で持っております。ただこの規則の中には、事細かな基準であったりというものについては一切記載はされておりません。毎年度の要領の中で市として方針を決めて運用をしております。

したがいまして、この部分についてはあくまでも市の政策としてどういう形でその援助する制度を運用していくかというところを決定しているわけでございますので、仮に要綱であったとしてもその部分については市の政策としてその給付の考え方をどう運用していくのかということが非常に重要になってくるというふうに思っておりますので、要綱であるからといって単純に予算に左右されて知らない間に削られてるとということについては基本的にはないということでは考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 大橋課長のほうからもそうやって要綱だろうと大事な制度としてスタートさせるものであって、そう簡単に削られるものではないと力強いことを答弁いただいたわけなんです。行革という名のもとでそういったものも対象にあがってきて、この間就学援助金制度は他市がどんどん削られる中で摂津市は子育て支援の制度として守ろうと、この意義を大事にしていこうということで踏ん張ってきていただいた、いただいているということからすると、ある意味今の力強い言葉というのは一定、論拠があるのかなというふうにも思うわけですが、しかし、大橋課長や登阪部長や和島教育長がいつまでもいらっしゃるといってもありません。

やっぱりこの新しい制度というのは趣旨というものがすごく大事であって、制定時はどんな理念に基づいてスタートさせたのかということがはっきりとした形で後世に残していけないといけないと思うんですね。条例であれば、例えばそれがもう既に役割が終えたのであれば、その役割が終えた理由とそれから新しい制度移行について議会できちんと説明をし

ていくというような段取りが踏まれるべきものだと思うんです。そういう意味では、大丈夫ですと言われても大丈夫でなかったのが今までのさまざまな要綱の制度でありましたので、その点ではやっぱり、たとえ補助金的な性格のものであろうとも、奨学資金を支える、支援金という名前に変えようとも援助していくという制度でありますから、きちんとした形で条例として議会で論議ができるような形としてあげていただきたい、それが筋だということを申し上げておきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員の質疑が終わりました。

南野委員。

○南野直司委員 私のほうから何点かお聞かせいただきたいと思っております。

この奨学資金貸付制度の廃止ということでもありますけれども、それからまた新たな給付制度の考え方ということで、さまざまな観点からご答弁をいただいたと思うんですけれども、ちょっと気になりますのは、大阪でしたら、公立高校であっても私立高校であっても多くの市から通われるということで、認識しているんですけれども、他市の状況ですね。この貸付制度があるところはやっぱり廃止してこのように新たな給付制度を設けていられるのか。

それから先日いただいた資料を見させていただきますと、一応、給付制度でしたら月に3,500円ということで金額を入れていただいておったんですけども、その辺、他市の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 奨学金制度の他市の状況についてご答弁を申し上げます。

この奨学金制度については、他市、府

下、基本的には全市で行っておりますが、貸し付けのスタイルをとっている市と給付のスタイルをとっている市とさまざまでございます。

北摂でいいますと、高槻、豊中、箕面が貸し付けの制度をとっておりまして、茨木、池田、吹田については給付ということになっております。ちなみに吹田市が給付型で月額3,000円。茨木市は月額4,000円ということになってます。他市におきましても国、府の制度の中で貸し付けについて見直す動きは出ております。実際に見直したのが吹田市でありますし、茨木市も金額の変更を行った経過がございます。流れ的にも貸し付けから給付というのはこれは全国的な流れでそのような傾向があるというふうには認識はしております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。他市との給付金額とか、あるいは所得制限等々ちょっと開きがありますと、いろんなお声も出てきますし、またさまざまな問題も出てきますのでその辺をしっかりと見ていただいて検討していただきたいなと思います。

もう一つはこれが実施されるということになりましたら、やっぱり対象者の方には、皆さんにはきっちりと受けていただきたいと思う観点から、このような形で廃止になって、それから市としてはこのような考えで給付になりましたということ周知をやっぱりきっちりしていかなあかんかなと思うんですけども、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 大橋課長。

○大橋子育て支援課長 周知の件でございますけれども、今回の議会で、もしご可決いただきましたら、この新たな給付

制度の枠組みについてつめてまいりたいと。

この新たな制度につきましても、向学心というところの部分を考慮させていただきたいというふうに考えておりますので、これまでと同様に学校経由でということでは考えております。したがってそのことも踏まえまして、学校のほうにそのあたりを2学期から周知をしてみたいというふうには考えております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 その周知は大事な部分だと思いますので、しっかりとさせていただくようよろしくお願いします。

○柴田繁勝委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 副委員長、質疑はないですか。

○野原修委員 ないです。

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第37号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 賛成多数。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時49分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

文教常任委員長 柴田 繁 勝

文教常任委員 南野 直 司